

令和7年度住宅用蓄電池導入支援事業費補助金業務委託契約書

群馬県知事 山本 一太（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、令和7年度住宅用蓄電池導入支援事業費補助金業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、令和7年度住宅用蓄電池導入支援事業費補助金業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和8年3月13日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務に要する費用として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）を上限として乙に支払うものとする。

2 甲は、委託業務に要する費用とは別に補助金として支払う費用として、金103,400,000円を上限として乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託内容）

第5条 委託業務の内容（以下「委託内容」という。）は、別に定める令和7年度住宅用蓄電池導入支援事業費補助金業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議の上、定めることとする。

（委託内容の変更等）

第6条 甲又は乙のやむを得ない事由により、委託内容の変更等契約変更を行う必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを行うことができるものとする。

（委託業務の指示）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について指示し、又は報告を求めることができる。

（成果の取扱）

第8条 委託業務による成果について、著作権等の一切の権利は甲に帰属するものとする。

2 乙は、委託業務により収集した個人情報について、当事業の遂行以外の目的に使用してはならない。

（実地調査等）

第9条 甲は、委託業務の適正を期するため必要があると認めるときは、いつでも乙に対し委託

業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(実績報告等)

- 第10条 乙は、委託期間満了時（委託業務の廃止の承認を受けた場合はその承認を受けた日）までに委託業務を完了し、その委託業務完了の日又は令和8年3月19日のいずれか早い日までに実績報告書及び収支精算書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により提出された報告を受領したときは、速やかにこれを検査し、委託料を確定させ、その結果を乙に通知するものとする。
 - 3 前項の委託料は、委託事業に要した額と第3条に規定する委託料の上限の額とのいずれか低い方の額とする。

(完了検査等)

- 第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又は実地に調査し、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、その報告に係る委託業務が適正に行われたかどうか検査することができるものとする。

(委託料の支払)

- 第12条 乙は、第10条第2項の通知を受けたときは、速やかに委託料請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。甲が支払期日までに乙に対して委託料を支払わないときは、甲は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙の請求により必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を概算払することができる。
 - 3 乙は、委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を甲に提出するものとする。
 - 4 乙は、概算払を受けているときは、収支精算書に基づき、差引過不足額を甲の指示により精算し、過払額がある場合は甲に返還しなければならない。
 - 5 前項に定める過払額について、乙が、甲の定める返還期限までに返納しないときは、乙は甲に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として甲に支払うものとする。

(再委託の制限)

- 第13条 乙は、委託業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先の名称及び再委託する委託内容について甲に協議し、書面により承諾を得なければならない。
- 2 乙は、前項に基づき再委託を行う場合には、再委託先としてこの契約に定める乙の義務と同様の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはな

らない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(甲の契約解除権)

第15条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- 一 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- 二 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- 三 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- 四 この契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- 五 乙がその他この契約書及び仕様書に記載されている条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(乙の契約解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したことにより委託業務の遂行が不可能になった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(危険負担等)

第17条 前条の規定により契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができない場合は、乙は当該部分についての履行を免れるものとし、甲は、乙が当該部分の委託業務に要した経費で甲の負担すべき額を乙に支払うものとする。この場合において、甲の負担すべき額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 第15条第1項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができない場合は、甲は当該部分についての委託料の支払義務を免れるものとする。

3 前項の場合において、甲が乙に既に支払った概算払金額があるときは、乙は甲に余剰金を返還しなければならない。

(違約金等の遅延利息)

第18条 乙が、第15条第2項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(天災などによる履行不能)

第20条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を甲へ申し出るものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務の遂行上若しくは間接的に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第23条 乙は、乙又はこの契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第24条 乙は、委託事務に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理しておかななければならない。

2 乙は、前項の証拠書類を委託業務の完了した年度(第15条第1項又は第16条の規定によりこの契約を解除した場合を含む。)の属する会計年度の終了後5年間、甲の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかななければならない。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第26条 甲及び乙は、審議を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第28条 甲と乙は、この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県知事 山本 一太

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4条 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第6条 乙は、甲と速やかに連携がとれる場所に設置する事務局において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙が個人番号利用事務等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項）の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報（番号法第2条第8項）。以下同じ。）を取り扱うことができる従事者及びその権限をあらかじめ明確に定めた上で、甲に書面により報告するものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が記録された資料等を削除又は廃棄する場合には、資料の溶解等復元できない手段で確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督等)

第10条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号））その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第11条 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(立入調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時調査し、又は定期的な報告を求めることができる。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況について管理台帳を作成し、この特記事項の遵守状況とともに、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

(事故報告)

第13条 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい、滅失及びき損等個人情報の適正な管理に反する事故・事件が発生した場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15条 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。